

変更の概要について (63.3.19再手続等免除申請書添付書類から抜粋)

変更内容

1 施設計画

(1) 墓所面積を約18haから約20haに変更するとともに、これに関連して園路等の配置、植栽計画を見直した。

その結果、土地利用区分は下表のようになる。

土地利用区分		面積(ヘクタール)	
保全緑地		10.0	
回復緑地		10.3	
墓所域		20.0	
園路駐車場	駐車場	専用	1.3
		兼用	1.3
	車系		6.8
	歩行者系		2.8
施設	管理施設	0.1	
	便益施設	0.9	
調整池		1.8	
愛知用水管理域		4.7	
合計		60.0	

(2) 雨水の排水に関し、

- ・扇川への排水分を水広下川へ排水することとする。
- ・墓所の雨水の排水先を勅使池から水広下川に変更する。

2 事業執行計画

(1) 1工区～3工区の区域の面積及び事業期間を、下表のように変更する。

なお、2工区及び3工区については、事業の進捗状況等により事業認可に際し変更の余地を有する。

工区	期間(上段) 面積(下段)
1	昭和 59～64年度 26.1ha
2	昭和 64～69年度 16.4ha(予定)
3	昭和 69～75年度 17.5ha(予定)

(2) 全体の造成面積を約 47haから約 43haに変更するとともに、切土・盛土量を下表のように変更する。

その結果、工事の施工に当たり地区外から土の搬入が必要となる。また、平均切土盛土高さは約

2.3mとなる。

工区	改変面積 (ha)	切土量/切土面積 (万m ³ /ha)	盛土量/盛土面積 (万m ³ /ha)
1	21	21/10	29/11
2	9	7/2	15/7
3	13	17/4	9/9

計画変更に伴う環境への影響について

供用時の影響

1 水質

墓所の雨水を水広下川に排出することにより、計画区域から勅使池に流入する水質汚濁負荷は減少する。

2 緑地

土地利用区分を変更しても、緑被地率は65.5%が確保され、環境保全目標は達成できる。
[算定根拠の表省略]

3 景観

造成計画を変更しても、代表的地点から見た可視・不可視領域は、ほぼ同程度である。

4 安全性(治水)

土地利用区分及び排水計画を変更しても、勅使池の流域に3つの洪水調整池を設けることにより、30年確率の降雨があっても現況流下能力を超える雨水は流出しない。

[洪水調整池容量の算定]

1) 供用時流域構造及び流出量

系 統	流域	許容放流量 (m ³ /s)	30年降雨確率		流出係数	流域面積 (ha)
			雨量強度 (mm/h)	継続時間 (分)		
勅使池	A	2.74	78.6	46.1	0.7	23.22
	B	0.674	66.6	59.6	0.7	7.95
	C	2.746	123.9	18.6	0.6	10.91
水広下川	D	0.90	32.4	153.0	0.73	42.97

2) 調整池の必要調整容量の算定式

$$V=1/6(r_{30}-r_c/2)t \cdot f \cdot A$$

V:必要調整容量(m³)

r30:30年確率雨量強度 (mm/h)
rc:許容放流量に対する雨量強度 (mm/h)
t:継続時間(分)
f:完成後の流出係数
A:流域面積(ha)

3)調整池の容量

流域	A	B	D
調整池容量 (m ³)	6,100	3,000	30,000

工事中の影響

1 安全性(交通)

造成計画の変更に伴い土砂の搬入を行うが、その搬入に用いるダンプカーを含めて、資材等の運搬車等を1日当たり200台以下とすることにより、環境影響評価書に掲げられた1日当たりの資材運搬に係る車両の最大交通量を超えることはなく、日常交通の安全性は確保できる。

2 安全性(治水)

事業執行計画を変更しても、工事中暫定調整池を設けることにより、10年確率の降雨があっても下流部の安全性は確保できる。

[洪水調整池容量の算定の表省略]